

国民年金の納め忘れはありませんか？

の納付の時効は2年間

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する国民年金が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、国民年金は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金があります。国民年金を納付期限までに支払っていないと、このような年金給付を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると国民年金を納付することができなくなりますので、日本年金機構から送付される「納付書」で、金融機関・郵便局、お近くのコンビニエンスストアでお支払いください。

◎例えば…

令和2年1月分（2月末日が納期限）の国民年金が未納の場合、令和4年2月までは納付することができますが、令和4年2月をすぎると時効により納付できなくなります。

の一括前納で割引あり

国民年金の納付を、「一括して前納」とすると割引があります。さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。

口座振替のお申し込みは、年金事務所、各金融機関の窓口又は役場町民課窓口で、申し込み用紙に必要事項を記入して、金融機関届出印を押印の上、お申し込みください。

なお、口座振替での一括前納は2月末が申し込み期限となっておりますので、希望される方は、お早めに手続きください。



～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

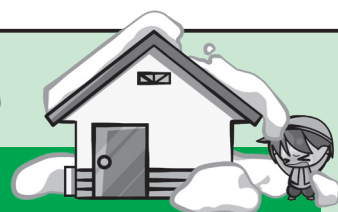
＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬期間には沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が発生しています。
 このような事故をなくすため、次の点に注意するようにお願いいたします。



- ① 落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等には、雪止めを設置するようにしてください。
- ② 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、悪いところがあれば早急に修繕するようにしてください。
- ③ 落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度の時に発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には必ず複数人で行き、歩行者や遊んでいる子供たちに十分注意するようにしてください。
- ④ 落氷雪があった場合は、すぐに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないよう排除してください。
- ⑤ 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ⑥ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ⑦ 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。
- ⑧ 窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した冰雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。



※冬道は大変滑りやすいので、靴などの滑り止め対策をしましょう。